

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

平成 30 年 5 月現在の人口は 17,241 人、うち 65 歳以上の人口割合は 42.21% で高齢化が著しく進行している。

平成 22 年国勢調査による生産年齢人口は、10,301 人と 10 年前の平成 12 年国勢調査 11,731 人と比較すると約 12% 減少しており、社会情勢に大きな変化は無いことから、同様の推移となっていると考えられる。

産業構造としては、平成 22 年国勢調査による産業別就業人口からみると第 1 次産業 685 人 (8.5%)、第 2 次産業 1,449 人 (18.1%)、第 3 次産業 5,824 人 (72.7%) となっており、平成 12 年国勢調査と比較すると基盤産業であった第 1 次産業とそれらに関連した食料品等の加工製造を含む第 2 次産業の減少が大きく、第 3 次産業については横ばいの状況となっている。

現在、域内の中小企業は、人手不足、後継者不足等の課題に直面しており、現状を放置すると域内の産業基盤が失われかねない状況である。このような中、域内の中小企業の生産性を抜本的に向上させることで、人手不足に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていくことは、喫緊の課題である。

(2) 目標

導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、事業者の人手不足の解消や生産効率の底上げを目指す。

このために、導入促進基本計画の計画期間内での先端設備等導入計画の認定目標件数を 9 件とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年率 3% 以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

熊野市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が熊野市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第 1 条第 1 項に定める先端設備等全てとする。

ただし、本市においては、「自然環境を守り、清潔で美しいまちをつくります」と市民憲章において定めており、自然環境並びに地域住民の生活環境への調和や配慮がとくに必要であること、また、本計画は、先端設備等の導入の促進により地域経済の発展や雇用の創出に寄与することを目標としていることから、太陽光発電設備については、主たる工場や事務所などの敷地内に設置し、その発電電力を直接商品の生産もしくは販売または役務の提供の用に供するために自ら電力を消費するために設置するもののみを対象とし、発電電力を他社に供給し売電収入を得るための設備は対象としない。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本市の産業は、市街地、海岸部、山間部と広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

熊野市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が熊野市の経済、雇用を支えており、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要があるため、全業種を対象とする。

また、生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

本計画においては、人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。